1つの施設に2基以上設置する場合

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金事業計画書

補助事業の概要					は有地(補助 トの所有者が
申請者氏名(法人等の場合は名称)			○○○○株式会社	いる) 場合	
設備を設置する (申請者以外の土 合は名称)					
設備を設置する土地の使用権原の確認 (該当する□に「✓」を記載)			□ 借地又は補助事	<mark>◇が所有者である土地</mark> 「業者以外の所有者がいる 「する者から第2号補助事)	
名称 設備を設置する施設に ついて (該当する□に「✓」を記載) 種別		○○石油□□サービスステーション			
		所在地	横浜市中区□△町4−5−6		
		種別	□商業施設 □宿泊施設 ☑給油所 □道の駅 □事業所 □工場 □マンション □公共施設 □その他)		
設備の概要		ttps://www.ce		-覧<下記URL>のとおりに _pdf/R6/R6_juden_jougen_n ×××株式会社	
EV急速 充電設備	型式			$ABC \times -1 \times 2 \times$	-00
①	出力				50k\
の要・急速充	を を を 電設備の 記載 で で で の に の に の に の に の に の の に の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の	戊欄を基数分 5	 増 <u>やしてください</u> 。	☑はい □v	いいえ
	メーカー名			×××株式会社	
E V急速 充電設備	型式			A B C × - 1 × 2 ×	-00
2	出力				50k
設置する設備 上記の設備は要綱別表 2 (※) に定める の要件 要件を全て満たす設備である。			☑はい □	いえ	

[※] 神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱 別表2

1つの施設に2基以上設置する場合

補助対象経費や補助上限額、国の補助金等の金額は 合計額を記入してください。

3 補助事業に係る補助対象経費の内訳(該当する□に「✔」を記載)

申請区分	☑設備費及び設置工事費		□設備費のみ
次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無 (1) 補助事業者自身 (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社(前号以外)	(設備費) (設置工事費)	□有 □有	☑無
E V急速充電設備の整備に係る補助対象経費 (A ※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。		7, 000, 000円	
(うち、設備費) 入替の場 合	4,000,000円		
整備するEV急速充電設備の出力が (うち、設置工事 10kW以上50kW未満の場合は 1基当たり の補助上限 50万円 50kW以上 の場合は 1基当たり の補助上限 100万円			3,000,000円
補助対象経費 (A) に3分の1を乗じた額 (B=A/3) (1円未満を切捨)			2, 333, 333円
補助上限額(C) (新規(追加)は2,000,000円、入替は500,000円又は1,0		4,000,000円	
国の補助金等との併用	☑有		□無
国の補助金等を受ける場合、その金額 (D) 次ページの補足を参 ※県に設置工事費を申請しない場合は、設備費に対する国の補助金等の申請額			3, 250, 000円
補助対象経費 (A) から国の補助額 (D) を控除した額 (E=A-D)			3, 750, 000円
補助金交付申請額 ((B)、(C)又は(E)のいずれか低い額)(2, 333, 000円	

4 リースで整備する場合

/		_
D. 17. 年末 17. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18	□リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相	当
EV急速充電設備の使用者への補助	額分の減額	
金相当額の還元方法	(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
	□補助金相当額を現金で支払	
(該当する□に「✔」を記載) /		
	□その他())	1
		_

申請者がリース事業者の場合のみ記入

補足: 国の補助金等の補助額の記載について

- O 国の補助金等の交付決定額が決まっている場合は 「交付決定額」を記載してください。
- 国の交付決定額が決まっていない場合は 「交付申請(予定)額」を記載してください。
- ※ 県の補助金を設備費のみ申請する(設置工事費を申請しない)場合は、国の交付決定額又は 交付申請(予定)額のうちEV急速充電設備の設備費に相当する金額を記載してください。

【例】経済産業省補助金の場合

1 経済産業省補助金の交付決定額が決まっている場合

経済産業省補助金の交付決定通知書の「交付決定額」欄にある「充電設備費」と「設置 工事費」を合計した金額としてください。

(設備費のみ県の補助を申請する場合は、「充電設備費」の金額)

- →「国の交付決定通知書の写し」を提出してください。
- 2 経済産業省補助金の交付決定額が決まっていない場合
- (1) 設備費

次の①と②を比較し、いずれか低い方の額としてください。

- ① 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表(※)にある「補助金交付上限額」 ※経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_jougen_meigara.pdf
- ② 見積書上の金額の2分の1又は1分の1
 - ※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ
 - ※2分の1又は1分の1の別は、(2)①の別表1-2の「充電設備の補助率」を参照
- (2) 設置工事費

ア 工事項目ごとに次の①と②を比較し、いずれか低い方の額を算定

- イ 工事項目ごとに算定した上記アの額を合計した金額としてください。
- ① 経済産業省補助金の「別表 1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」 (※)にある工事項目ごとの上限額
 - ※「別表 1-2 事業ごとの設置工事に係る 補助金交付上限額」 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_jougen_kouji.pdf
- ② 見積書上の上記①の工事項目ごとの金額